

財政用語の解説

【一般的事項】

| 項 目 | 説 明 |
|----------------|---|
| 財政計画 | 将来にわたり安定した財政運営を行うために、地方公共団体を取り巻く様々な環境の変化に対応するよう、長期的な財政状況の見通しをシミュレーションしたものです。当市の財政計画の場合は、おおむね5年間を中期、10年間を長期の計画として位置付けています。これ以上長い期間にわたる推計は、めまぐるしい時代環境の変化などからみて難しいと判断しています。 |
| 一般会計 | 地方公共団体の会計区分の1つで、福祉や教育、産業振興など、多く市民の方々を対象として実施する事務事業等のために、財政を包括的、一般的に経理する歳入・歳出の会計で、特別会計に属さないものをいいます。 |
| 特別会計 | 地方公共団体の会計において、一般会計とは別に設けて、独立した経理管理を行うものです。当市には、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの各特別会計を設置しています。 |
| 普通会計 | 会計の設置状況が異なる地方公共団体の財政状況を比較するために設けた、全国統一の統計用の会計基準です。一般会計と特別会計のうち公営事業分を除いた合計額で、当市の場合は、一般会計から介護サービスを除いたものに、土地取得事業特別会計とコミュニティバス事業特別会計を加えたものです。 |
| 財政調整基金 (財調) | 年度間の財源の不均衡を補う積立金で、地方財政法で設置が義務付けられている基金です。取り崩せるのは、①財源不足時の穴埋め、②災害、③緊急に必要となった公共事業などやむを得ない場合、④財産取得、⑤地方債の繰上げ償還、のいずれかに限られています。 |
| 減債基金 | 健全財政を運営するために、将来の借金返済（地方債の償還）に備えた積立てを目的に設置した基金です。 |
| 合併特例債 | 市町村合併を促進するために設けられた地方債発行の制度で、合併年度から20年間に限り、新しい自治体の財源として借入れすることができるものです。市町村合併建設計画に基づく事業（合併特例事業）のうち、特に必要と認められる事業に限り使うことができます。事業費の95%に充てることができ、返済額の70%が地方交付税の算定基準に上乗せされます（交付税措置）。 |
| 過疎対策事業債 | 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和13年3月31日までの時限立法）により過疎地域と認定された市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する事業の財源として特別に発行が認められた地方債です。学校施設や地場産業の振興施設、市道等の整備といったハード事業だけでなく、住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るためのソフト事業にも充てることができます。対象事業費の原則100%に充てることができ、返済額の70%が地方交付税の算定基準に上乗せされます（交付税措置）。 |
| 執行率 | 予算額と決算額の差を比較する指標で、どれだけの経費を実際に使ったのかを見る比率です。（決算額÷予算額×100＝単位%） |

財公用語の解説（つづき①）

【歳入】

| 項 目 | 説 明 |
|----------|--|
| 地方税 | 市民の皆さんや市内に事務所を持つ法人等に納めていただいた税金です。市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税などがあります。 |
| 地方譲与税 | 国に納めていただいた税金の一部が市に譲与されるものです。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税などがあります。 |
| 各種交付金 | 県に納めていただいた税金の一部が市に交付されるもので、利子割交付金などがあります。このほかにも、地方消費税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金なども含んでいます。 |
| 地方交付税 | 国税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合を財源として、全国どこの市町村に住んでいても一定水準の行政サービスが受けられるよう、国が定める基準により交付されるものです。 |
| 分担金及び負担金 | 市が実施する事務事業により、一定の利益を受ける方から納めていただくものです。保育園の保育料、健康診査事業の本人負担金などがあります。 |
| 使用料及び手数料 | 市が設置する施設利用や特定の事務事業により利益を受ける方から実費程度として納めていただくものです。市営駐車場や観光施設の使用料（入館料）、住民票の写し発行や建築確認申請の手数料などがあります。 |
| 国庫支出金 | 国が市に対して支出する経費で、特定の事業の実施や財政援助のための補助金や負担金、委託金などがあります。 |
| 県支出金 | 県が市に対して支出する経費で、基本的な仕組みは国庫支出金と同様です。県独自の判断により単独で市に支出するものと、県が国から受けた国庫支出金をさらに市へ支出するものがあります。 |
| 財産収入 | 市が所有する財産を貸し付けたり、売却したりして得る収入です。このほかにも、基金積立金の利子等の財産運用収入も含まれます。 |
| 諸収入 | その他の歳入科目に含まれない収入で、延滞金や預金利子、雑入などがあります。また、ここでは寄附金や繰越金も含めています。 |
| 地方債 | 市が事業を行うに当たり、特に一時的に多くの資金を必要とする建設事業などに必要とする長期的な借入金で、国や地方公共団体金融機構、民間金融機関などから資金を調達するものです。 |

財政用語の解説（つづき②）

【歳出】

| 項 目 | 説 明 |
|---------|---|
| 人件費 | 市長ほか市職員の給与、市議会議員の報酬などに必要とする経費です。 |
| 扶助費 | 児童福祉法、生活保護法等の法令に基づく給付費のほか、市が独自に実施する各種扶助にかかる経費です。 |
| 公債費 | 地方債（１年以上の長期借入金）の元金、利子の支払や、一時借入金（１年未満の短期借入金）の利子を支払うための経費です。 |
| 物件費 | 歳出経費のうち、消費的な性質区分に該当する経費をいいます。旅費や消耗品費、通信運搬費などが該当します。 |
| 維持補修費 | 道路や公共施設などの修理、改修など維持管理に必要な経費です。（大規模な改修については、普通建設事業に区分する場合があります。） |
| 補助費等 | 市から県や他市町村、一部事務組合など、また、民間団体や個人に対して、行政上の目的を達成するために交付する経費です。負担金や補助金、交付金が該当しますが、このほかにも講演会の講師謝礼、保険料なども含まれます。 |
| 繰出金 | 一般会計と特別会計など、会計間で相互に資金を出し入れする際の出す側が用意する経費です。 |
| 積立金 | ある一定の目的を達成するためや、財源に余裕があるときに年度間の財源不足に備えるなど、計画的な財政運営を目的として基金に積み立てる経費です。 |
| 投資及び出資金 | 企業団（地方公営企業を共同処理する一部事務組合）や地方公社への出資金、財団法人設立の際の出えん金、第三セクター等の設立や企業の株式取得などに要する経費です。 |
| 貸付金 | 住民福祉の向上や地元企業の支援などを目的に、市が直接あるいは金融機関等を通じて間接的に現金の貸付（預託）を行うための経費です。 |
| 普通建設事業 | 道路や橋りょう、学校、庁舎などの公共用または公用施設の建設事業に必要な投資的な経費です。ここでは、災害復旧事業も含めています。 |
| 予備費 | 予定外の支出や予算を超過する支出に対応するために準備しておく費用です。 |